

岡崎市開発審査会運営規程

(趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第78条の規定に基づき設置された岡崎市開発審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、岡崎市開発行為の許可等に関する条例（平成28年条例第63号。以下「条例」という。）第5章に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、次の各号に該当する場合は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しなければならない。

- (1) 法第34条第14号又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号ホの規定による付議があったとき。
- (2) 法第50条第1項の規定による審査請求があったとき。
- (3) 条例第30条の2第6項（第9項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴かれたとき。
- (4) 条例第34条の規定により、条例第4章の規定を追加し、変更し、若しくは廃止するとき又は条例第30条の2第1項第1号ウただし書の規則を定めるときにおいて意見を聴かれたとき。
- (5) その他会長が必要と認めるとき。

2 会長は、会議を招集する場合は、原則として会議の日時、場所及び議事事項を、開催日の3日前までに審査会の委員に通知しなければならない。

(会議の特例)

第3条 会長は、緊急の必要があり、会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由がある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に回付してその可否を問い、会議に代えることができる。

2 条例第38条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(審査請求の口頭審理)

第4条 法第50条第3項の規定による口頭審理（以下「口頭審理」という。）を行おうとする場合、会長は原則として日時、場所その他必要な事項を、開催日の3日前までに審査請求人、処分庁及びその他の関係人に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者に代わり代理人が出席する場合は、口頭審理の開催の

前までに委任状を会長に提出しなければならない。

(参考人の出席)

第5条 会長は、必要があると認める場合は、会議に参考人の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の非公開)

第6条 会議は口頭審理を行う場合を除き、非公開とする。

(口頭審理の公開)

第7条 口頭審理を公開するにあたって、会長は傍聴人に静粛を求め、発言を禁ずるものとする。

2 会長は、口頭審理の秩序維持のため必要があると認める場合は、傍聴人の数を制限し、又は退場を命ずることができる。

(議事録)

第8条 会議については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長及び出席委員が署名しなければならない。

(会長専決)

第9条 会長は、軽易な照会等についての回答に関する事項について、会議の議決に代えて専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、これを次の会議に報告しなければならない。

(包括承認)

第9条の2 審査会は、あらかじめ審査会が承認する開発行為、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（以下「開発行為等」という。）の基準（以下「包括承認基準」という。）を別に定めることができる。

2 市長は、包括承認基準に適合する開発行為等について、法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホの規定による審査会の議を経たものとして、法第29条第1項又は法第43条第1項の許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定により許可をしたときは、当該許可後に開催される審査会に報告するものとする。

(会長の任期)

第10条 会長の任期は、その他の委員の任期と同一とする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。